

2025年11月1日

協力業者各位

奥村組土木興業株式会社
環境開発本部 品質安全部

技術者の「直接的かつ恒常的な雇用関係」を確認する書類について

平素よりグリーンサイトの運用にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。マイナンバー法等の改正に伴い、2024年12月2日以降、健康保険証等の新規発行が停止され、2025年12月2日には従来の健康保険証からマイナ保険証へ完全移行されます。

今後、「直接的かつ恒常的な雇用関係」を確認する書類として、健康保険証に準ずる書類は下記のとおりです。

- ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- ・住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書（納税義務者用を除く）
- ・源泉徴収票
- ・登記簿の役員名簿欄
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- ・所属会社の雇用証明書、またはこれらに準ずる資料
- ・監理技術者資格者証（会社名が記載されているもの）

上記のうち、いずれかの写し

※健康保険証については、①有効期限が記載されたものは有効期限まで、②有効期限の記載がないものは2025年12月1日まで有効期間となります。有効期間経過後は、速やかに上記の書類を添付し直してください。

なお、個人情報保護およびマイナンバー法の観点から、マイナ保険証を健康保険証の代替として用いることは適切ではありません。添付しないようお願いいたします。

また、建設キャリアアップシステム（CCUS）への各種情報、およびグリーンサイトへの従業員個人ID・事業者IDの登録も「直接的かつ恒常的な雇用関係」を証明するものとなります。適宜確認のうえ、更新等の対応をお願いいたします。